

学校法人稲元学園 Instagram 運用要領

学校法人稲元学園(以下、学園といいます。)では、学園のことを幅広く知ってもらい、学園に在籍する園児や小学生ならびにそのご家族、または学園への入園・入室を検討している方、就職活動をおこなう方に対し、公式 Instagram(以下、「インスタグラム」といいます。)を開設し、学園の日常の様子や行事等を発信していきます。

インスタグラムを通じた情報発信にあたり、インスタグラムを閲覧、利用する方(以下、「利用者」といいます。)に誤解や混乱を生じさせることがないよう、当アカウントの運用方針を次のとおり定めます。

(趣旨)

第1条 この要領は、インターネット上のソーシャル・ネットワーク・サービスである Instagram により、学園の日常の様子や行事等を発信することで学園の活動をより多くの方に知ってもらうことを目的に開設するインスタグラムの運用に関し必要な事項を定めます。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の意義は、次の各号に定めます。

(1) インスタグラム

スマートフォンやタブレット端末などを使い、無料で写真や短時間動画を共有するソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)をいう。

(2) 公式 Instagram(インスタグラム)

学園が設置および運用する Instagram をいう。

(3) アカウント

インスタグラムを利用するために取得した権利およびユーザー名をいう。

(4) ハッシュタグ

投稿記事を検索するためのラベルや目印をいう。

(5) 利用者

公式 Instagram の利用者をいう。

(6) いいね！

インスタグラムの投稿に対してワンクリックで肯定的な意見を示すことをいう。

(7) フォロー

学園のインスタグラムを閲覧するためにおこなうアクションをいう。

(8) コメント

他のユーザーのインスタグラムに意見等を投稿することをいう。

(9) ダイレクトメッセージ

インスタグラム上で学園へ直接メッセージを送付することをいう。

(運営主体)

第3条 インスタグラムの運営主体は学園とし、アカウントの運営管理者は園長・教頭ならびに主任とします。

2 アカウント名: inamotogakuen

(アカウント運営主体の明示)

第4条 学園は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてアカウント名を学園のホームページ上に明示します。

2 学園はアカウントの運営主体について、インスタグラムのプロフィール欄に明示します。

(情報発信)

第5条 インスタグラムを運営するにあたり、情報の作成、更新、発信は学園(学園職員)とします。

2 情報掲載の原則は次のとおりとします。

- (1) 在園園児や小学生の写真や動画は事前に保護者から同意を得た園児と小学生に限り掲載する。
- (2) 個人情報にかかわる内容は掲載しない。(氏名・住所・生年月日等)
- (3) 発信者は学園の職員であることの自覚と責任を持ち、学園の諸規定をはじめ関係法令を遵守する。
- (4) 自らの職務に関する情報を掲載する場合は、守秘義務を果たすとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する。
- (5) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないよう十分留意する。
- (6) 掲載する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かないよう十分留意する。
- (7) 謝った情報を掲載した場合は、直ちに訂正および削除する。
- (8) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

(利用者からの投稿等について)

第6条 学園は、インスタグラムによる情報発信のみをおこなうこととします。投稿およびコメントはできません。ダイレクトメッセージ(DM)からの受信・返信はしません。学園へのご意見・ご質問は直接お問い合わせください。

また、以下に挙げる場合においては個別に対応します。

- (1) 専門学校や短期大学、四年制大学に在籍している学生からの当学園の見学・実習に関するお問い合わせ、就職希望等に関するお問い合わせ
- (2) 保育士資格・幼稚園教諭を所有している方から当学園の就労に関するお問い合わせ
- (3) その他、運営管理者が返信を要すると判断した場合

(著作権)

第7条 インスタグラムに掲載されている個々の情報(写真・動画等)に関する諸権利は学園または現著作権者に帰属します。

- 2 利用者は、内容について私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用することはできません。

(免責)

第8条 インスタグラムの投稿は細心の注意を払っておこないますが、情報の正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとします。

- 2 学園はインスタグラムを通じて利用者が得た情報を、利用者自らが不特定多数に発信する情報について、当該情報に起因して利用者または第三者に損害が発生したとしても、当学園は一切責任を負わないものとします。
- 3 学園は掲載された情報に関連して生じた直接・間接的いかなるトラブルまたはその被った損害についても、当学園は一切責任を負わないものとします。
- 4 インスタグラムの内容は、予告なく変更や見直しをおこなう場合があります。

(その他)

第9条 その他、この要領の実施について必要な事項は、運営管理者が、別に定めます。

附則

この要領は、令和7年2月1日から施行します。